（様式５）
一般社団法人日本パラ陸上競技連盟　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。　　最終更新日：令和５年10月30日

審査項目	原則	審査項目	自己説明 ２０２３	証憑書類
1	［原則 1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・当連盟はワーキンググループを設置し、2020年9月～2021年2月に将来のビジョンとミッションを検討・作成の上、2021年3月に理事会にて中長期基本計画 2021年～2025年を審議・決議して、HPにて公表した。中長期基本計画における事業計画の概要としては、次のとおりである。 ・競技普及事業 地域連盟、自治体、関係団体、学校、病院等のネットワーク構築と連携強化、体験会等の開催、広報活動。 ・選手強化事業 競技パスウェイの構築、強化育成事業の実施、アンチドーピング活動、アスリートリテラシー教育・研修、研究調査の推進等 ・競技運営事業 日本選手権等主催大会の開催、2022神戸世界選手権の開催、地域ブロック選手権大会の支援、日本陸連との連携、専門役員の育成、競技規則の管理等 ・組織体制強化事業 中央競技団体機能の維持に関する事業、ガバナンス・コンプライアンスの取組み、協賛企業の獲得など財政健全化の推進等これら事業展開に関する中長期ビジョンとしては、「障がい、性別、年齢の違いを超えて全ての人に陸上競技の機会を提供すること」「陸上競技を通して世界とつながり生きよい社会を実現すること」を定めている。事業戦略としては、競技者、また障害当事者やその家族、支援者、ファン、スポンサーなどのステークホルダーに対しパラ陸上競技を「楽しむ」機会提供をすること、コンプライアンスを遵守すること、ガバナンスの向上に努めることを定めている。 ・計画策定にあたり、全社員とアスリート委員にアンケート調査を実施し、計画に対する意見を募り反映した。	中長期基本計画 2021年3月「中長期計画の公表について」
2	［原則 1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・当連盟の組織及び事業規模に鑑み、その組織運営や業務遂行に必要な助成金を受けて、最低必要の範囲内で運営している。当連盟は非営利団体で人材は 9 割がボランティアで活動を行うこととしている。 ・中長期基本計画においては、今後は他の競技団体との連携、統合も視野に入れ、活動及び人員の見直しを図ること、組織基盤強化戦略として、次世代を担う人材の育成、ガバナンスコードに従った役員配置などの新陳代謝、日本陸連、他のパラ陸上競技団体との連携による人材交流、地域ブロック等とのネットワーク連携、財務健全化などを定めている。	中長期基本計画 2021年3月「中長期基本計画の公表について」

3	［原則 1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・当連盟の自己財源は、助成金、協賛金 、寄付金、会費等である。しかし、今後は協賛企業も厳しい状況が予想される。そこで中長期基本計画において、財務の健全性確保に関する計画として、次の点を定めている。 ・各種助成 の確保 コンプライアンスの遵守やガバナンスの向上と共に、責任のある事業展開を行うことで、公費をはじめとした助成金の確保に努める。 ・スポンサー獲得等様々な事業の展開によりパラ陸上競技の価値を高め、スポンサーメリットを向上することで、新たなスポンサー獲得に努める。 ・経費の削減、事業費・管理費等の見直しを行い、重点化や他競技団体との連携による効率化を行うことで、より一層の経費の削減に努める。	中長期基本計画 2021 年 3 月 「中長期基本計画の公表について」 定款 会計規定 事務局規程 事業計画・収支予算書 監査報告書
4	［原則 2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・2020年6月の役員改選にて、外部理事6名及び女性理事6名を選出し、総会でこれを決定した。これにより現在の理事14名のうち、外部理事および女性理事の割合は共に40%となっている。理事改選においては、理事の役割を明確にし、①ガバナンスコード尊守②外部有識者の登用③将来アスリートによる組織運営への基盤づくりを視野に入れた役員改選を行った。	役 員 名 簿 (2023年10月)
5	［原則 2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・一般社団法人のため、評議委員会を設置していない。	役 員 名 簿 (2023年10月)
6	［原則 2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・2019年4月よりアスリート委員会を設置し、本連盟理事をその委員長とすることでアスリート委員会の意見が理事会をはじめとした組織運営に反映させている。また、当該アスリート委員会の活動としては、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりメールを使用した会議を催した上で、選手選考基準などについて提言を行った。	アスリート委員会規程 アスリート委員会名簿
7	［原則 2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・現状14名の理事により理事会を構成し、7つの委員会にはそれぞれ理事が委員会に在籍している。または委員長が理事会へオブザーバー参加することにより理事会の実効性を確保している。東京パラ関連では、新旧役員の意思決定の迅速化、議論の質向上を目指し、オンライン会議や、メール会議を多数回実施した。	定款 役員名簿組織図
8	［原則 2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員選考規程にて、役員就任時において原則として70歳を超えないことと定めている。	役員選考規程

9	［原則 2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること②理事が原則として 10 年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	・役員選考規程にて、原則として連続５期（１期２年）を越えないことと定めている。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 2024 年度には、世界選手権神戸大会の開催が予定されており、選手強化や競技運営などの役員の選任は重要な問題であるため、次期の理事選出において重任を検討する可能性がある。	役員選考規程
10	［原則 2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・2023年度に日本知的障害者陸上競技連盟と統合し、2023年10月に役員選考規程の改定及び役員候補者選考委員会を設置した。	
11	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(1) NF 及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・倫理規程にて、「遵守事項」として法令遵守及び、社会的責任、社会的信用の維持について定めている。また、事務局職員に適用される就業規則については定めている。	倫理規程 就業規則
12	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款をはじめ、利益相反管理規程、利益相反ポリシーなど組織運営に必要な一般的な規程を整備している。 登録規程について 2024年3月を目処に作成予定である。	就業規則 倫理委員会規程 規律規程 利益相反管理規程 利益相反ポリシー
13	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること②法人の業務に関する規程を整備しているか	・2018 年 10 月より暴力行為等相談窓口の設置に関する規程を作成し、セクシャルハラスメント・暴力行為相談窓口を HP 上に設置している。また相談受理後の対応フローについてもHP上で公開している。	暴力行為等相談窓口の設置に関する規程
14	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員については定款第 33 条において原則無報酬と定めている。なお、職員については就業規定を今後見直し、実態に応じた規程の見直しを 2024 年度に整備を行っていく予定である。	定款 就業規則
15	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款第 7 条において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	定款 会計規程
16	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・定款第 7 条において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。 ・スポンサーシップの形態により商標、肖像の使用について定めている。 ・各国際大会代表選手選考については、大会ごとに選考規定、また異議申立て書を作成している。また、受益者以外による選考委員会を設置し公平性を行っている。	定款

17	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・今後、選手の権利保護に関する規程等、実態に応じた規程の見直しを 2024 年3月に整備を行っていく予定である。 https://para-ath.org/wp-content/uploads/2023/09/20230909parispara-1.pdf	2024 パリパラリンピック競技大会の日本代表推薦選の選考について
18	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・規程はないが、(公財)日本陸上競技連盟公認審判員並びに(一社)日本パラ陸上競技連盟派遣審判員により厳正かつ適正に競技運営を行っている。今後連盟内で確認（国際審判海外派遣に関する規程、技術代表（TD と審判長の推薦基準）等再確認し、国内の審判員の選考基準、派遣規程を 2024年3月までに確認し、作成予定である。	
19	［原則 3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・2020年度から、理事に弁護士を採用し、顧問弁護士と併せて日常的に弁護士に相談や問い合わせをできる体制を整えている。また、監事として税理士を採用することで、税理士にも日常的に相談や問い合わせをできる体制を整えている。	顧問契約書
20	［原則 4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・2016年4月にコンプライアンス規程を作成し、委員会も設置した。2022年6月に理事会承認を経てコンプライアンス委員会が常設委員会となった。定期的な、コンプライアンス委員会を開催する。コンプライアンス遵守の為にも定時（年一回）設定を行い、再発防止の検討、団体に内在するようなリスクの定時に検討していく。	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員名簿
21	［原則 4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・コンプライアンス規程第7条に委員会の組織、運営については、理事会決議の際に、併せて学識経験者等の有識者については、2022年6月に理事会承認を経てコンプライアンス委員会が常設委員会となった。	コンプライアンス規程 委員名簿
22	［原則 5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・JPC インテグリティ研修のオンライン受講を積極的に促したり、インテグリティに関連する資料を共有することで意識の向上に努めている。今後も年 1 回程度継続的に導入する。 ・役員を対象に弁護士を講師としたコンプライアンス研修を2023年1月に実施した。	規律規程 コンプライアンス研修案内
23	［原則 5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・パラ種目強化指定選手（保護者・支援者を含む）に対しては、JPCインテグリティ研修のオンライン受講と課題提出を義務付け、コンプライアンス教育を実施。	規律規程 JPC 研修のメール添付
24	［原則 5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・パラ陸連として独自の審判員資格はないが、2020 年東京パラリンピックに向けて NTO 研修をオンラインで数回実施した。競技会においては役員やNTOが競技審判を務めるため、指導者講習会を研修に兼ねている。また、競技会場においても毎回、情報の共有と確認を図るように努めている。パラ陸特有の技能講習会は実施している。 https://1drv.ms/u/s!AuuJ9ms9GJHjl1mJwiPxb8maQRbz?e=JPUn2g	審判技術セミナー開催概要東京2020 大会 NTO ミーティング概要

25	［原則 6］法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。理事会において団体運営に関する検証を定期的に行い、その都度専門家に対して相談を行っている。	顧問契約書監事名簿
26	［原則 6］法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・公正な会計原則の遵守のため、会計報告書等を作成し、経理事務は税理士事務所に委託している。加えて、当連盟の活動目的を理解しており十分な専門性を有している者を監事として選任している。	会計規程監事名簿
27	［原則 6］法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・国費による補助金等の利用に関しては、法令やガイドラインを遵守している。	会計規程旅費規程 物品管理規定
28	［原則 7］適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・財務情報等については、法令に基づき本連盟 HP により決算報告書の開示を行っている。 決算報告書　https://para-ath.org/pdf/aboutus/20230706-005.pd	決算・予算報告書
29	［原則 7］適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・強化指定選手選考基準や国際大会派遣基準を策定し、ホームページで公表している。パリ2024パラリンピック競技大会日本代表推薦選手の選考については 2023 年9月9日付で公表している。 https://para-ath.org/wp-content/uploads/2023/09/20230909parispara-1.pdf https://para-ath.org/wp-content/uploads/2022/04/20220414ag.pdf https://para-ath.org/wp-content/uploads/2022/04/20220411ag2.pdf https://para-ath.org/wp-content/uploads/2022/12/20221213jpa1.pdf https://para-ath.org/wp-content/uploads/2022/12/20221213jpa2.pdf https://para-ath.org/wp-content/uploads/2022/12/20221216wjpa-1.pdf https://para-ath.org/wp-content/uploads/2022/12/20221213jpa4.pdf https://para-ath.org/wp-content/uploads/2022/12/20221213jpa5.xlsx	パリ2024パラリンピック競技大会日本代表選手選考他
30	［原則 7］適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの遵守状況については、本連盟 HP により 2023年10月にホームページで公表した。	自己説明のPDF
31	［原則 8］利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・関連当事者と当連盟との間に利益相反を生じる可能性がある場合についての利益相反管理規程を2023年10月に策定した。	定款 利益相反管理規程

32	［原則 8］利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・2023年10月、利益相反ポリシーを作成し、弁護士を交えて、利益相反にする審議機関の設定及び現実に生じ得る具体的な例を想定した基準を策定した。	利益相反ポリシー
33	［原則 9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・2018年10月に暴力等相談窓口の設置規程を策定し、本連盟ウェブサイトにて公表している。また、同規程第７条において相談に関与する者の守秘義務及び情報管理について定め、同規程第７条第４項において相談窓口を利用したことを理由として相談者に対して不利益な取扱いを行わないことも定めている。	暴力等相談窓口の設置規程
34	［原則 9］通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・相談窓口に通報があった際には担当部署へ対応依頼をすることとなっているが、理事及び顧問弁護士として弁護士を選任し、即時に弁護士等に相談できる体制を整備している。今後倫理委員会の設置にあたり、公認会計士や学識経験者の選任をも検討していることから、通報制度の運用に当たっても当該有識者の参加を予定している。 https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx#soudan4	暴力等相談窓口の設置規程暴 力・相談窓口運用フローチャート
35	［原則 10］ 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	・規律規程第３節第１３条及び第１６条において、処分決定前に処分対象者に弁明の機会を与えること及びその手続きを定めている。規律規程第１８条において、処分対象となった事実、処分の内容、処分の理由、不服申立の可否及び不服申立期間を書面にて通知することを定めている。	規律規程
36	［原則 10］ 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・規律規程第１節第８項において、処分審査を行う規律委員会には当該事案に利害関係を有する者は、規律委員になることができないよう規定し、中立性を確保している。また、事案に応じ、弁護士が倫理委員会に加わることとなっており専門性も担保されている。	規律規程
37	［原則 11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・スポーツ仲裁規程第１条において、①障がい者陸上競技に関する決定（競技中になされる審判の判定を除く。）及び、②規律規程に基づく処分決定について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決することを定めている。上記の申立期間につき、スポーツ仲裁規則における申立期間に制限を加えていない。	スポーツ仲裁規程
38	［原則 11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・規律規程第１８条第１項において、処分対象者に対し、処分決定に対してスポーツ仲裁を申し立てることができることを書面で通知することを定めている。	規律規程
39	［原則 12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・有事発生の際の緊急連絡網、危機管理マニュアルを2023年10月に策定した。 ・本連盟独自の新型コロナウイルス感染要望対策資料を作成し、6つのガイダンスを HP にて公表。2023年５月に新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行に伴い、通常の感染症対策に切り替えた。	
40	［原則 12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	・本連盟では、過去４年間において、本審査項目の対象となる不祥事は発生していない。	

		※審査書類提出時から過去 4 年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施		
41	［原則 12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去 4 年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・本連盟では、過去４年間において、本審査項目の対象となる不祥事は発生していない。	
42	［原則 13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・全国を 7 つの地域に分けて、各地域に地域障がい者陸上競技協会が存在するが、当連盟とは権限関係にない。ただし、当連盟と地域障がい者陸上競技大会の開催及び競技会参加選手の確保において連携をしている。	
43	［原則 13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・当連盟と独自の地域組織で活動を行っている。７つの地域ブロックが、規程を作成し各地域で独自の活動を行っている。IPC 登録のみ、当連盟へ申請している。地域ブロックとは分かれているが、地域で不祥事が起きた場合等、連盟へ対応依頼があった場合は、状況を把握し、必要に応じて情報共有し、しかるべき対処を行っている。また、各地域ブロック主催の大会等、当連盟からも応援、協力を行い、大会運営の協力している。 ・JPA 地域ブロックの主催大会に ITO および NTO を派遣し、実地研修を行うとともに、オンラインでの競技運営セミナーや WPA 競技規則及び規程の日本語版の発行などにより、競技規則に基づく公平かつ適切な競技運営の指導・支援を行っている。	中長期計画 WPA競技規則及び規程（日本語版）